

議 員 定 数 の 変 遷

選挙年月	定数	選挙区	摘 要
明治 11. 5	68	26	民会規則による
12. 2	62	22	府県会規則による
14. 1	62	22	
16. 1	62	22	
18. 1	62	22	
19. 10	60	21	
21. 1	61	21	
23. 3	61	21	
25. 3	68	21	
27. 3	68	21	
29. 3	68	21	
31. 2	36	17	府県制による
32. 3	36	17	若松市制施行
32. 9	37	18	(明32. 4)
36. 9	37	18	福島市制施行
40. 9	38	19	(明40. 4)
44. 9	39	19	
大正 4. 9	40	19	
8. 9	41	19	
12. 9	41	19	郡山市制施行
昭和 2. 9	42	20	(大13. 9)
6. 9	43	20	
10. 9	43	20	平市制施行
14. 9	44	21	(昭12. 6)
昭和 22. 4	59	21	地方自治法による
26. 4	61	22	〃
30. 4	61	22	〃
34. 4	61	30	〃

選挙年月	定数	選挙区	摘 要
昭和 38. 4	61	30	
42. 4	60	30	〃
46. 4	60	23	〃
50. 4	59	23	〃
54. 4	59	23	〃
58. 4	58	23	地方自治法による (減数条例制定)
62. 4	60	23	〃
平成 3. 4	60	23	〃
7. 4	60	23	〃
11. 4	60	23	〃
15. 4	58	23	〃
19. 4	58	23	福島県議会議員の選挙区の特例に関する 条例により従前の選挙区
23. 11	58	19	市町村合併後の新たな選挙区
27. 11	58	19	福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例による
令和 元. 11	58	19	〃
			臨時特例法に関する 条例制定※
5. 11	58	19	福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例による

※ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

(備考)

議員の任期

民会時代 2年(1年で半数交代)
 明治12年～31年 4年(2年で半数交代)
 明治32年～現在 4年(全員改選)

この間、明治31年12月及び明治32年6月の2回、
 県会は解散された。

また、昭和14年から22年までは、戦時特例により
 1任期となる。

平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴う特例法
 により4月の選挙延期。議員の任期が11月まで延長。